



# 熊本県公報

第 1 1 8 8 3 号  
平成 22 年 2 月 19 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定の解除	( // ) 2
○人吉都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	(都市計画課) 2
○人吉都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	( // ) 2
○本渡都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	( // ) 3
○本渡都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	( // ) 3
○牛深都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	( // ) 3
○牛深都市計画道路の変更(熊本県知事決定)	( // ) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 4
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者支援総室) 4
○平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部改正	(私学文書課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の辞退	( // ) 5
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	( // ) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 6
○道路の供用開始	( // ) 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 7
<b>公 告</b>	
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課) 8
<b>登 載 依 頼</b>	
○阿蘇地域保健医療推進協議会の開催	(阿蘇地域保健医療推進協議会) 8
<b>正 誤</b>	
○平成 21 年 1 月 25 日熊本県告示第 1136 号(生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定)中	(社会福祉課) 8

## 告 示

**熊本県告示第 181 号**  
 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。  
 平成 22 年 2 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市南宮原字居屋敷 218 番 1、218 番 3、  
 字村上 268 番、270 番、271 番、279 番、297 番 1、298 番 4、298 番 5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字居屋敷 218 番 1・218 番 3・字村上 268 番・270 番・271 番・297 番 1・298 番 4・298 番 5 (以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第182号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字大志津羅66番11
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
  - 人吉都市計画道路 3・4・2号 中林蟹作線
  - 人吉都市計画道路 3・5・4号 人吉駅蓑野線
  - 人吉都市計画道路 3・5・13号 相良鬼木線
  - 人吉都市計画道路 3・5・14号 下町宝来線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - 人吉市下林町字貞ヶ鶴、字広鶴、字下川、下林町字松ノ木、字下川、字買本、字七麦
  - 田、字佐中林町字竹原町、下薩摩瀬町字竹原町、上薩摩瀬町字桜木、字園田、
  - 相良町、字一丁田、矢黒町字西ノ園、字下矢黒、字上前平、字上前平、字飛岩、宝来町、
  - 字下町、字年ノ神、下青井町字下青井町、上青井町字上青井町、中青井町字上青井田、
  - 字萩原、九日町、五日町、七日町、下新町字新町、上新町字新町、願成寺町字辻、字六
  - 坊、字高野、字杉園、字天神林、西間下町字一丁田、字蓬来ヶ迫、字一本杉、字鳶岩、
  - 字岩川内、字花切、西間上町字鶴巻、字山下、字今宮、字中村前、字園田、字小永野、尾、
  - 蓑野町字中棚、東間上町字下津留、字前田、東間下町字小宇土、字米山、浪床町字鮎尾、
  - 七地町字下須馬場、字曲度、蟹作町字四ツ枝、字西中通、灰久保町、土手町の各一部
- 3 縦覧場所
  - 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第184号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
  - 人吉都市計画道路 3・4・1号 下林柳瀬線
  - 人吉都市計画道路 3・4・5号 紺屋町南町線
  - 人吉都市計画道路 3・5・7号 南泉田東間線
  - 人吉都市計画道路 3・4・8号 南泉田鶴田線
  - 人吉都市計画道路 3・5・10号 願成寺合原線
  - 人吉都市計画道路 3・4・15号 下林願成寺線
  - 人吉都市計画道路 3・4・16号 駒井田瓦屋線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - 人吉市下林町字買本、字七麦田、字下大坪、字棚田、字稻居田、温泉町字湯ノ本、字
  - 砂田、下薩摩瀬町字中島、字西町、上薩摩瀬町字園田、字九反田、下城本町字九反田、
  - 字桜木、字浜川、相良町字一丁田、宝来町字年ノ神、字下町、下青井町字下青井田、字
  - 下青井町、中青井町字上青井田、字下青井田、字萩原、上青井町字上青井町、駒井田町
  - 字駒井田、字戸亀、字大王、鍛冶屋町、紺屋町、南泉田町字木下、字泉田、字新田間、
  - 字後村、字辻、下新町字新町、上新町字新町、二日町、五日町、九日町、新町、寺町、
  - 南町、麓町、田町、中林町字買本、字大午房、字五分ノ一、上林町字陣ノ内、字山下、前、
  - 字大坪、字立石、字東端、瓦屋町字梅ヶ丸、字鳥越、字白田、字尾原、字立野、字杉ノ
  - 字内白田、字後田、字宮ノ久保、字柳川、字与内、字典子、字戸原、合ノ原町字合ノ
  - 原、字野々下、字山入、鶴田町字鶴村、字染石、字会原、字鶴田、鬼木町字会原、字芦
  - 原、字鶴村、字高木、字川添、字小森、字北田、字善生院、字南久保田、字園田、字本

白、北泉田町字園田、字木下、字中村、字後村、字鬼木ノ上、字高野、字杉園、願成寺町字杉園、字前田、字六坊、字門田、字鬼松、字天神林、字熊田口、字狩所、字地藏出、字下石清水、字上石清水、字二本松、字辻、字上ノ寺、字釜屋、城本町字大王、字戸亀、東間下町字田町、字大打添、字切通、字前田、字小字土、浪床町字切通、東間上町字前田の各一部

- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第185号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
本渡都市計画道路 3・4・1号 井手の原亀川線  
本渡都市計画道路 3・4・2号 中村山仁田線  
本渡都市計画道路 3・4・3号 瀬戸通山線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
天草市本渡町本戸馬場字井手の原、字法泉寺、字川原田、字下山仁田、字観音、字山仁田、丸尾町、北原町、今釜町、小松原町、大浜町、東浜町、栄町、南新町、太田町、亀場町亀川字下瀉、字大川尻、字下浜田、字浜田尻、字障子ノ瀬、字垣内、字藤の淵、字松尾、字榎木丸、字新涯、志柿町字郷内の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第186号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
本渡都市計画道路 3・4・4号 馬場大矢崎線  
本渡都市計画道路 3・6・8号 本渡港山口線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
天草市浜崎町、北原町、八幡町、本渡町広瀬字川添、字中の丸、字代官田、字下友、栄町、諏訪町、古川町、川原町、本渡町本渡字丸田、字川端、字中山口、字梨の河内の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第187号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
牛深都市計画道路 3・5・1号 中央幹線  
牛深都市計画道路 3・5・2号 真浦古久玉線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
天草市牛深町字新瀬崎、字大池田、字古久玉、字瀬崎、字崎町、字船津、字加世浦の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第188号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同

法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
牛深都市計画道路 3・5・3号 鬼塚牛深港線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
天草市牛深町字鬼塚、字浦川、字崎町、字新瀬崎の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第189号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
指定共同生活援助事業所 いこい計画 熊本市渡鹿1丁目1番1号	株式会社熊本地域協働システム研究所 熊本市内坪井町3番1号 宮田 喜代志	平成22年 2月8日	4320100854	共同生活援助

熊本県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
東野病院 熊本市水前寺五丁目2番22号	医療法人清和会	平成22年3月1日

熊本県告示第191号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中

「

熊本県非常勤職員採用試験（景観対策業務嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	都市計画課	を
-------------------------	-------------------------------------------------	------------	-------	---

」

「

熊本県非常勤職員採用試験（景観対策業務嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	都市計画課	に
-------------------------	-------------------------------------------------	------------	-------	---

」

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県違反広告物対策業務嘱託員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	都市計画課
-------------------------------	-------------------------------------------------	------------	-------

改める。

**熊本県告示第192号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県あかねホーム 熊本市戸島西三丁目4番150号	社団法人熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目43番7号くませいビル 宮川 洗平	平成22年4月1日	4320100862	共同生活援助

**熊本県告示第193号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
くまむた荘 下益城郡城南町沈目1502	社会福祉法人 恵春会 下益城郡城南町沈目1502 小林 明子	平成22年3月31日	4311500021	身体障害者療護施設

**熊本県告示第194号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
くまむた荘デイサービスセンター春秋館 下益城郡城南町沈目1499	社会福祉法人 恵春会 下益城郡城南町沈目1502 小林 明子	平成22年3月31日	4311500021	生活介護
くまむた荘ショートステイ	社会福祉法人 恵春会	平成22年3月31日	4311500021	短期入所

下益城郡城南町沈目 1502	下益城郡城南町沈 目1502 小林 明子			
-------------------	----------------------------	--	--	--

**熊本県告示第195号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成22年2月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字東添浦 4851番1地先から 同市久玉町字小松崎 3988番1地先まで	前	4.9 ～ 9.2	165.0	単橋改 (橋梁 架け替 えに伴 う仮設 道路設 置)
			後	4.9 ～ 16.6	165.0	
				5.9 ～ 10.3	106.0	
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字寺迫字日待 1201番1地先から 同所 1201番1地先まで	前	11.8 ～ 11.8	29.0	道路法 第24 条工事 (歩道 設置)
			後	14.8 ～ 14.8	29.0	

2 区域を変更する期日 平成22年2月19日

**熊本県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成22年2月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	新八代停車場線	八代市上日置町字八坪 4512番地先から 同市西片町字円蔵坊 1229番地先まで	512.0	緊道整 B(新 設)

2 供用を開始する期日 平成22年2月22日

**熊本県告示第197号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
 平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
さくらサポート 玉名市繁根木215番1	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原3951番地 渡邊 悟朗	平成22年 2月1日	4310400140	自立訓練 (生活訓練)

**熊本県告示第198号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市久玉町字堂面1207番2・1220番1・1231番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第199号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大字大林716番地3	株式会社スマイルワークス	平成22年3月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大字大林716番地3	株式会社スマイルワークス	平成22年3月1日

**熊本県告示第200号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大字大林716番地3	株式会社スマイルワークス	平成22年3月1日

## (特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大字大林716番地 3	株式会社スマイルワーク ス	平成22年3月1日

## 公 告

## 熊本県公告第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成22年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・3・9号 池田町花園線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市花園一丁目、二丁目及び三丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所技術管理課及び熊本市都市建設局都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成22年2月19日から平成22年3月5日まで

## 登 載 依 頼

## 熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成22年2月19日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成22年3月4日（木）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧1204  
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題  
(1) 第5次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について  
(2) 救急医療専門部会の報告について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇保健所総務企画課）  
（電話0967-32-0535）

## 正 誤

平成21年12月25日熊本県告示第1136号（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。



ページ	行	正	誤
14	23	整骨院 啓	統合整体心 啓